

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月10日
【報告者の氏名又は名称】	三光ソフランホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5159-4311（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 菅原 元
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三光ソフランホールディングス株式会社 （東京都中央区京橋一丁目10番7号K P P八重洲ビル7F） 株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

- （注1）本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、三光ソフランホールディングス株式会社をいいます。
- （注2）本書中の「対象者」とは、メディカル・ケア・サービス株式会社をいいます。
- （注3）本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4）本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5）本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6）本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注7）本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- （注8）本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- （注9）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- （注10）本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

メディカル・ケア・サービス株式会社

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

(a) 平成17年8月23日開催の対象者臨時株主総会の特別決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

(b) 平成22年11月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

(c) 平成23年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。第2回新株予約権、第3回新株予約権、及び第4回新株予約権とを併せて「本新株予約権」と総称します。）

### (3)【公開買付期間】

平成25年2月26日（火曜日）から平成25年4月9日（火曜日）まで（30営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年4月10日に報道機関に対して公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,389（株）	5,389（株）
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	5,389	5,389
（潜在株券等の数の合計）		（ ）

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	14,057
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	143
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	43
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(個)(g)	14,320
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	97.99

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、特別関係者が所有する株券等(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式を除きます。)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年1月15日に提出した第14期第1四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。  
ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成24年11月30日現在の発行済株式総数(14,320株)に、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)を加えた株式数(14,492株)に係る議決権の数(14,492個)を分母として計算しています。なお、対象者公表の平成25年2月25日付「三光ソフランホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明について」によれば、対象者が平成24年11月29日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成24年10月31日現在の本新株予約権(172個)の目的となる普通株式の数(172株)について、同日から平成25年2月25日の間に本新株予約権の数に変動はないとのことです。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。